

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年2月25日 12時25分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港南方沖（細ノ州） 長太夫礁灯標から真方位244°940m付近 （概位 北緯34°22.2′ 東経133°07.8′）
事故の概要	貨物船新福壽丸は、南南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年2月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 新福壽丸、199トン 135167、明和海運株式会社（船舶所有者）、さおり海運有限 会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、推進器翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約240cm（糸 崎）
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、レーダー及び電子海 図表示装置を作動させ、船長が針路目標を目測しながら単独で操船に 当たり、約10ノットの対地速力で自動操舵により航行中、細ノ州に 乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約2.6m、船尾約3.8mであった。 船長は、右舷前方に見ていたハカン島灯標（西方位標識）を、ふだ ん、布刈瀬戸に向けて東進するとき針路目標としていた長太夫礁灯 標（北方位標識）と思っていたことを本事故後に知った。 船長は、本事故発生海域付近を航行した経験が何度もあったので、 針路目標を目測しながら操船していれば、レーダー及び電子海図表示 装置を使用しなくても、布刈瀬戸に向けて問題なく航行できると思っ ていた。
分析	本船は、南南東進中、船長が、レーダー及び電子海図表示装置を使 用しておらず、目測のみで航行を続けたことから、ハカン島灯標を針 路目標としていた長太夫礁灯標と思い込んでいることに気付かず、細 ノ州に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南南東進中、船長が、レーダー及び電子海図表 示装置を使用しておらず、目測のみで航行を続けたため、ハカン島灯 標を針路目標としていた長太夫礁灯標と思い込んでいることに気付か

	ず、細ノ州に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航海計器を活用し、船位及び針路の確認を適切に行うこと。・ 航行予定海域の針路目標の情報を正確に把握しておくこと。